

保護者の皆さまへ 大切なお知らせです

## 山形県高等学校PTA連合会推奨制度



## ハイスクール24のご案内

(団体総合生活保険)

お子様の日常生活の危険を総合的に補償します

割引  
約47.5%  
適用 (※)

個人賠償責任  
国内無制限

学校から借りている  
タブレットを壊してしまった  
場合も対象となります。

24時間  
365日  
補償

※団体割引30%、損害率による割引25% (さらに、傷害補償基本特約には、大口団体割引10%が適用されます。) 損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

保険(補償)期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

重要

「重要事項説明書および補償の概要等」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。



- ①山形県高等学校PTA連合会のホームページ (<https://yamagata-koupren.org>)
- ②右記の二次元コード(お手続きサイト)からアクセス
- ③書面による提供をご希望の場合は、最終ページにある〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

●重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込みを行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申し込みください。

●補償の概要等には、保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合の一覧が記載されております。

●「重要事項説明書および補償の概要等」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」は、印刷・保管されることをおすすめします。

申込締切日

3月31日(火)

※中途加入も随時受け付けております

加入対象者

全国高等学校PTA連合会に属する  
山形県高等学校PTA連合会加盟の  
高等学校に在籍されている生徒の方掛金(保険料)  
引落日

6月29日(月)

- 加入者票は5月中旬より順次発送いたします。

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

# 保険の対象となる方（被保険者）について

## 傷害補償、賠償責任・財産・費用に関する補償

※賠償責任に関する補償とは、個人賠償責任をいいます。

※財産に関する補償とは、携行品をいいます。

※費用に関する補償とは、弁護士費用等（人格権侵害等）、トラブル対策費用をいいます。

### ■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

一般社団法人全国高等学校PTA連合会に属する山形県高等学校PTA連合会加盟の高等学校に在籍する生徒の保護者、扶養者

### ■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人\*1」としてご加入いただける方

一般社団法人全国高等学校PTA連合会に属する山形県高等学校PTA連合会加盟の高等学校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）となります（団体の構成員）。

### ■保険の対象となる方（被保険者）の範囲 ※補償により【型】が異なります。

	こども傷害補償、携行品、 弁護士費用等、トラブル対策費用	個人賠償責任*2
	本人型	家族型
ご本人*1(生徒)	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	-	○*3
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	-	○*4

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。）。

\*1 お客様の情報画面で「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を入力された方をいいます。

\*2 個人賠償責任について、ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

\*3 個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

\*4 個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含まれます。

### ご注意！

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を「被保険者の扶養者」欄に入力してください。原則として、扶養者として指定できるのは、ご本人\*1の親権者であり（ご本人\*1が成年に達した場合を除きます。）、かつ、ご本人\*1の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、ご本人\*1の生計を主に支えている方とします。

### 【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思\*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# こんなときに補償されます！

## ① 個人賠償責任保険金

個人賠償責任補償のないプランもご用意しております。

- 国内外で生徒本人やご家族\*1が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）\*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
- \*1 被保険者（お子さま）本人の親権者、被保険者（お子さま）本人の親権者の同居の親族・別居の未婚の子も含みます。
- \*2 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。学校等から貸与されているノートパソコン、タブレット端末等は、受託品賠償の補償対象となります。
- ※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
- ※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



自転車で登校中、  
通行人にぶつかってしまい、  
ケガをさせた！

ご家族も  
補償

示談交渉  
付き

国内補償  
無制限

## ② 死亡・後遺障害保険金

- 生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

万が一のときや  
後遺障害が残ったとき

## ③ 入院・手術保険金/通院保険金（ケガ）

### 入院・手術保険金

- ケガや熱中症で入院\*1されたり手術\*2を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

- \*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- \*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

ケガで入院や手術  
または通院したとき

### 通院保険金

- ケガや熱中症で通院された場合に、保険金をお支払いします。

- \* 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



## ④ 育英費用保険金

- 国内外であらかじめ指定した扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガや熱中症）によって、死亡したり、重度後遺障害を被った場合に保険金（一時金）を全額一度にお支払いします。
- 加入手続き時に「被保険者の扶養者」欄に記名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症による扶養不能状態も補償対象となります。（天災危険補償特約）

扶養者が事故で死亡  
したとき

## ⑤ 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）

- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ\*2・嫌がらせ\*3等により精神的苦痛を被った場合\*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
- 1つの原因事故について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
- \*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。\*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り。

ストーカーされてるかも…  
相談したい！

## ⑥ トラブル対策費用特約

- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ\*1・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、防犯対策や転校、カウンセリング\*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。
- 1つの原因事故について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。

- \*1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。
- \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。\*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り。
- \*4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限り。

## ⑦ 入院療養一時金/入院・手術医療保険金（病気）

スペシャルプランのみ

### 入院療養一時金

- 病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金（一時金）をお支払いします。

### 入院・手術医療保険金

- 病気で2日以上入院\*1されたり手術\*2や放射線治療\*3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

- \*1 1回の入院について60日を限度とします。
- \*2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして\*4、2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- \*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
- \*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

病院で手術を  
受けることに！

## ⑧ 携行品

スペシャルプランとワイドプランのみ

- 国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)

5,000円

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含まれません）、商品・製品や設備・什器等は、補償の対象となりません。

部活動中に  
ラケットを  
折ってしまった

さらに  
安心

全てのプラン  
に付帯してい  
ます。

天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをしたまたは熱中症となり、そのケガまたは熱中症による死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方（お子様）が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
細菌性食中毒等補償特約	摂取した物により発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。ノロウイルスも対象となります。ただし、ノロウイルスに汚染された水・食品を介したウイルス性食中毒が対象です。飛沫感染などの2次感染は対象外となります。
特定感染症危険補償特約	特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。 *1 特定感染症とは…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」における「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」が対象です。五類感染症である新型コロナウイルス感染症および指定感染症は補償対象外です。



# 加入タイプと掛金

おすすめ3タイプ

【保険期間:1年間、団体割引:30%、損害率による割引:25%、大口団体契約割引:10%】  
※割引適用後の保険料です。

加入タイプと補償項目		スペシャルプラン Sタイプ	ワイドプラン Aタイプ	スタンダードプラン Bタイプ
賠償	個人賠償責任(*1) (記録情報限度額500万円)	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
ケガ	死亡・後遺障害	110万円	100万円	90万円
	入院保険金(日額)	3,000円	2,500円	2,000円
	手術保険金(*2)	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)		
	通院保険金(日額)	1,500円	1,000円	800円
	・細菌性食中毒等補償特約 ・天災危険補償特約 ・特定感染症危険補償特約	全ての加入タイプに付帯しています！		
疾病	入院療養一時金	10万円		
	入院医療保険金(日額)	3,000円	対象外	対象外
	手術医療保険金(*3)	3万円		
費用	育英費用 (天災危険補償特約セット)	500万円	300万円	150万円
	弁護士費用(人格権侵害等)	300万円	300万円	300万円
	トラブル対策費用	20万円	20万円	20万円
その他	携行品(免責金額5千円)	10万円	10万円	対象外

年間掛金(*4) (保険料+制度維持費)	13,250円	9,330円	7,280円
-------------------------	---------	--------	--------

保険期間 (1年ごと自動更新)	2026年4月1日(午後4時)より2027年4月1日(午後4時)まで1年間
-----------------	---------------------------------------

※傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。

※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

※保険期間中に弁護士費用等(人格権侵害等)、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。

(\*1)個人賠償責任保険金の設定がないプランもございますが、その場合は弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)とトラブル対策費用補償特約も付帯されません。保険料等詳細は、Web上の手続き画面でご確認ください。

(\*2)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(\*3)手術医療保険金のお支払い額は、手術医療保険金額1倍(入院中の手術または放射線治療)または0.5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして(「手術室に入ってから出るまで」をいいます。)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

(\*4)年間掛金には制度維持費500円が含まれております。

## 自動更新方式について

一度お申込をいただくと、原則自動的に卒業予定年度まで毎年自動更新させていただきます。卒業年度が変更になる・住所が変更になる等、ご加入時の契約内容に変更がある場合は、お手続きが必要となりますので、代理店までご連絡ください。

\*現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等と同様の内容にて、保険会社に保険契約を申込みます。

## 翌年度更新時の取扱い

今年度と同じ補償プランであっても、商品改定等により保険料や補償額が変わることがありますので、翌年度以降のご案内をご確認ください。

(山形県高等学校PTA連合会ホームページ <https://yamagata-koupren.org>)

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日

☎0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、  
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、  
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で  
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル  
ワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配 \*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の  
手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## ・介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、  
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や  
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時

・税務相談 : 午後2時～午後4時

・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時

・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく  
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、  
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

# いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

## 【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

## いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

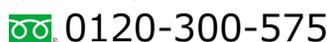
- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間：

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：

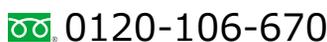
午前10時～午後6時

 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／

午後5時～午後10時

 0120-106-670

## 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

## ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 加入方法

ご加入は、WEBおよび書面どちらかでもお手続きが可能です。

## WEBからのお手続き方法

①本パンフレットのURLまたはQRコード\*からお手続きサイトへアクセス

募集期間中URL・二次元コード  
(~2026年3月31日)  
<http://ezoo.jp/ds2/A010274A00012604>



②「お手続きはこちらから」をクリックします。



③「保護者・扶養者様のお名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「性別」「加入者から見た続柄」「学生・生徒のお名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「性別」を入力します。

募集期間中用URL・QR  
(2026年4月1日~)  
<http://ezoo.jp/ds5/A010274A000126042512>



\*ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@tmnf.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

## 書面でのお手続き方法

- ①下記お問い合わせ先代理店: 山形共立までお申し出ください。
- ②『加入依頼書』と『口座振替依頼書』を郵送いたしますので、内容ご記入のうえ、申込締切日まで投函してください。

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記URL内にてご参照できます。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※この保険は、一般社団法人全国高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人全国高等学校PTA連合会が有します。

**万一、事故が起きたら** 事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付センター

事故はいつ、どこでおこるか分かりません。

**東京海上日動安心110番**

山形県高P連の制度とお申し出ください。

0120-720-110

受付時間

24時間365日

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

WEBでの事故連絡もご利用いただけます(24時間365日待ち時間なし。所要時間3~10分)  
<https://tokiomarine-fire.vmenu.jp>



## お問い合わせ先

◇代理店 : 山形共立株式会社

住所: 〒990-0042 山形市七日町2-6-3

TEL: 023-632-8611 (受付時間: 平日9:00~17:00)

◇保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 山形支店山形営業支社

住所: 〒990-8522 山形市松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2F

TEL: 023-632-5510 (受付時間: 平日9:00~17:00)

東京海上日動火災保険株式会社

25T-001720 2026年1月作成